

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業

特定事業の選定

令和6年 6月20日

宇 部 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定を参考にして、「宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業」を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じて、特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和6年6月20日

宇部市長 篠崎 圭二

1 事業概要

(1) 事業名称

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 東部浄化センター

- ①合流・分流污水ポンプ棟（水処理施設までの圧送管を含む）
- ②1・2系最初沈殿池（撤去工事の対象）
- ③洗砂設備（既設撤去を含む）
- ④汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、処理水再利用施設（撤去工事の対象）

イ 芝中ポンプ場

- ①合流雨水ポンプ設備等（雨水ポンプ設備、スクリーンかす設備、雨水吐越流堰）
- ②電気棟（受変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備等を含む）

ウ 芝中ポンプ場から東部浄化センターへの送水管（自然流下管）

- ①合流污水幹線
- ②分流污水幹線

(3) 公共施設等の管理者

宇部市長 篠崎 圭二

(4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づく調達手続を参考にしたDB（Design Build）方式を用いる。

(5) 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業期間は、建設工事請負契約が締結された後、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から令和14年3月19日までとする。

時期・期間	内容
令和7年4月（予定）	本事業開始（契約締結後）
本事業開始日から令和14年3月19日まで	設計・建設期間 ¹ （既設撤去を含む）

¹ 設計・建設期間は、供用開始（令和14年4月1日予定）まで7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。

(6) 事業者の収入

市は、建設等 J V に対して、対象施設の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の 10 分の 9 を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、建設に係る対価の額については、建設工事請負契約の締結から完成・引渡し（撤去含む）までの期間が長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。建設等 J V は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

市は、本事業をPFI法に基づく調達手続を参考にDB方式として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を特定事業に選定する。

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できること。

(2) 定量的な評価

(ア) 前提条件

市の財政支出額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合とDB方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

表 1 定量的評価に係る費用算定条件

項目	市が自ら実施する場合	DB方式で実施する場合
共通条件	① 割引率：0.098% (固定利付国債(8年)利率の平成31年4月～令和6年3月の5年平均) ② 物価上昇率：考慮しない	
施設の設計及び建設に関する費用(撤去工事含む)並びに事業期間	① 事業期間：8年 ② 設計に関する費用 本事業の設計(撤去設計含む)対象施設において、公共積算要領等に基づき、市場単価を用いて積算を行った。 ③ 建設に関する費用 本事業の建設(撤去工事含む)対象施設において、過年度設計成果による能力・規模及び概算数量を算出し、類似施設等の実績価格等を用いて積算を行った。	① 事業期間：7年 ② 設計に関する費用 ③ 建設に関する費用 長期・一括発注方式による効率化や民間事業者の創意工夫により、市が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現できるものとして算定を行った。

(イ) 算定結果

上記(ア)の条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政支出額とDB方式で実施する場合の市の財政支出額を、それぞれ事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、DB方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政支出額を約6.1%（現在価値換算後）軽減することが期待できる。

(3) 定性的な評価

本事業をDB方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的な効果が期待できる。

① 一括発注による事業の効率的な実施

設計・建設及び撤去の各業務を一括して事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や事業者の創意工夫により建設工期短縮など、事業の効率的な実施が期待できる。

② 良質なサービスの提供

本事業では、事業者を公募型プロポーザル方式で募集するため、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することで、供用開始後の浸水リスク、公共用水域の水質汚濁リスク低減について、良質なサービスの提供が期待できる。

③ リスク分担の明確化による事業の円滑な遂行

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行が期待できる。

(4) 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく調達手続を参考にDB方式として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政支出額を約6.1%（現在価値換算後）軽減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条の規定を参考に特定事業として選定する。